

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報

- 2026 年 7 月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

— 目次 —

I. 最新法令情報（2026 年 6 月中旬～2026 年 7 月中旬）

- インターネット情報サービス管理弁法（改正案に関する意見募集稿）
- 電子商取引法（改正案に関する意見募集稿）

II. 今月の中国関連ブログ記事

- 【商標】第 5 次中国商標法改正の注目点

III. 中国法務の現場より

- 中国駐在員の一時帰国に際しての注意点

IV. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

I. 最新法令情報（2026 年 6 月中旬～2026 年 7 月中旬）

◆ インターネット情報サービス管理法（改正案に関する意見募集稿）¹

国家インターネット情報弁公室

2026 年 7 月 3 日公表 2026 年 8 月 2 日まで意見募集

1. はじめに

中国の情報技術の急速な進展に伴い、インターネット情報サービスに関わる管理体制、手法・手段、ならびにその対象は著しい変容を遂げている。近年、同事業分野においては新たな課題や事象が相次いで顕在化しており、例えば、一部の「セルフメディア」やネットワーク広報事業者が有償サービスや虚偽のアクセス数の創出などを通じて不当な利益を取得する事例、さらには、プラットフォーム事業者が自社のルールを濫用し、アルゴリズムに基づく差別的な取扱いを行うなどして利用者の正当な権益を害する事例が報告されている。加えて、人工知能による生成・合成技術やディープフェイク技術の普及がガバナンスの複雑性を一層高めており、インターネット情報サービス管理体制に対し新たな要請が生じている。また、「サイバーセキュリティ法」、「個人情報保護法」、「未成年者保護法」²その他の関連法律の改正・制定を踏まえ、これら関係法令との整合性を図ることが不可欠である。

こうした状況を踏まえ、国家インターネット情報弁公室は、2026 年 7 月 3 日に「インターネット情報サービス管理法（改正案に関する意見募集稿）」（以下「**本弁法**」という。）を公表し、意見募集を行っている。

³本弁法は 2024 年 12 月 6 日から発効しているインターネット情報サービス管理法（以下「**現行規定**」という。）の枠組み規定（全 27 条）を全面的に見直し、全六章 94 条にわたる体系的な制度へと拡充・再構築するものである。参入資格、アカウント実名制、コンテンツセキュリティ等の規制を強化するとともに、「プラットフォーム情報サービス」及び「智能情報サービス」に関する専節を新設し、制度上の創新を図るものである。以下ではその主要なポイントを紹介する。

2. 要点

（1）参入資格に関する制度の調整

もっとも、営利を目的とするインターネット情報サービスには許可制を適用し、非営利を目的とするインターネット情報サービスには届出制を適用する⁴。

但し、本弁法第 8 条によれば、中国国内においてインターネット情報サービスに従事する者は、法令に基づき電気通信主管部門による許可を事前に受けなければならない。これにより、従来の「許可+届出」という二本立ての制度を一本化し、事前審査制に変更される。

また、関連する電気通信事業経営許可を取得したインターネット情報サービス提供者が、2 年継続して当該電気通信事業を実施していない場合には、当該許可は抹消されるものとする⁵。これ

¹ 「互联网信息服务管理办法（修订草案征求意见稿）」

² 「网络安全法」「个人信息保护法」「未成年人保护法」

³ 2024 年 12 月 6 日から発効しているインターネット情報サービス管理法

⁴ 現行規定第 4 条第 1 項

⁵ 本弁法第 9 条第 3 項

により、許可を持っているものの、業務が長期間にわたって実質的に稼働していない一部の事業者については、その資質が失効するリスクが生じうる。

(2) アカウント管理に関する動的なガバナンス

本弁法第 21 条によれば、インターネット情報サービス提供者は、アカウント情報の動的検証制度を構築し、既存アカウントを適宜検証する義務を負う。異常アカウントについては、身分証明書番号や国家ネットワーク身分認証サービス等により動的検証を行う。ユーザーの実名情報と不一致のアカウント、又は 6 か月以上ログイン・使用がないアカウントについては、注意喚起、機能制限、凍結、抹消、再登録禁止等の措置を講じる。また、携帯電話番号の利用者が変更された場合には、旧ユーザーとのアカウント紐付けを解除しなければならない。

企業のアカウント管理に係る義務は、「存続期間中の動的検証」に拡張され、「有効期限の制限なし」から「6 か月間のアクティビティ基準」へと転換された。この制度設計は、個人情報保護法における最小必要原則及び保存期間最小化原則に応じるものである。インターネット情報サービス提供者はその義務、アカウント利用者はその利用制限に留意する必要がある。

(3) 不良情報への規制

本弁法において、テロリズム、民族差別、暴力・性的表現、侮辱・誹謗中傷など、法令又は公序良俗に違反する禁止行為への規制⁶に加えて、不良情報に対する規制を追記している。

本弁法第 25 条第 1 項及び第 2 項によれば、インターネット情報サービス提供者は、重大な政策的・政治的課題、突発的事案、重大事件を扇情的に取り上げられる内容、未成年者の心身の健全な発達に影響を及ぼすおそれのある不良情報の作成、複製、配信又は伝播を防止し、抑制するための措置を講じなければならない。なお、インターネット情報サービス提供者は、製品又はサービスの目立つ位置、若しくはインターネット情報サービス利用者の注目を集めやすい重点的な場面において、前項に規定する不良情報を表示してはならない。

また、インターネット情報サービス提供者、電子情報送信サービス提供者及びアプリケーションソフトウェアダウンロードサービス提供者は、上記不良情報違反行為を発見した場合には、直ちに当該情報の送信を停止し、当該情報の削除、閲覧の停止、リンクの無効化、アカウント機能の制限若しくは当該アカウントに係る営利行為の権限の停止、アカウントの削除その他情報の拡散を防止するために必要な措置を講じなければならない。この場合において、これらの者は、当該措置に係る記録を保存するとともに、インターネット情報関連の主管部門その他の関係主管部門に対し、その旨を報告しなければならない。

これにより、コンテンツ管理が「適法－不良－違法」という三層構造へと段階的に移行することを構築している。また、インターネット情報サービス提供者等に対し、より高度な対応が求められるほか、従来よりも重い義務が課される。

(4) プラットフォーム情報サービスに関する専節の新設

本弁法は、「プラットフォーム情報サービス」に関する専節を新設し、全 14 条から構成されており、社会的に注目される論点に応じるものである。主なポイントは以下のとおりである。

⁶ 現行規定第 15 条、本弁法第 24 条

項目	条文要点
プラットフォームルールのガバナンス	・プラットフォームルール又はそのアクセスできるリンク標識の公示義務 ・新設又は変更を行う場合の意見聴取義務（第 41 条）
パブリックアカウントの段階的区分管理	・ニュース、出版、金融、教育、医療衛生、法治、軍事、宗教、人材サービス、葬祭等の分野において情報内容を生産するパブリックアカウントの開設申請について、専門的背景又は資格を確認し、その旨を標識として付記することを求める。（第 43 条） ・インターネットユーザーのパブリックアカウントページにおいて、パブリックアカウントの運営主体、統一社会信用コード、有効な連絡先、インターネットプロトコルアドレスの帰属地、所属するインターネット情報内容多チャネル配信サービス機関等の情報を公示しなければならない。（第 44 条） ・影響力の大きなパブリックアカウントについては、禁止情報及び不良情報に係る関連規制に違反してはならず、違反があった場合には、プラットフォームは、警告・是正措置、更新の一時停止、営利権限の制限、最終的にはアカウントの削除に至るまでの措置を講じなければならない。併せて、当該措置に係る記録を保存し、主管部門に報告しなければならない。（第 45 条）
MCN 機関に係る全プロセスを通じた規制	・インターネット情報内容多チャネル配信サービス機関（「MCN 機構」という。）に対し、主体登録の実施、コンテンツ管理責任者の設置、審査チームの配置を求める。（第 52 条） ・ MCN 機関が契約アカウントに対して情報安全管理義務を履行しなければならない。履行せずに、違法行為が生じた場合には、当該 MCN 機関が相応の責任を負わなければならない。なお MCN 機関が契約アカウントに対し、違反行為を組織し、煽り、又は教唆してはならないことを禁止する。（第 53 条）
大規模プラットフォーム ⁷ の特別義務	・コンプライアンス管理体制及びリスク防止措置を確立し、コンプライアンス部門及び責任者を設置し、定期的に安全評価を実施し、体制・措置の運用状況を公開する。 ・専用のプラットフォームルールを策定し、公表するとともに、関連する労働者の適法な権益保護に関するルール及び救済の途を明確にする。 ・公衆からの苦情・通報及び利用者の申立処理体制を確立し、禁止情報及び不良情報に係る苦情・通報・申立については、24 時間以内に速やかに処理する。 ・定期的に社会的責任報告書を公表し、インターネット情報セキュリティ、個人情報保護、未成年者のネット保護等の状況を公示し、社会の監督を受ける。 ・主要な事業、主要株主、実際の支配者の変動及び重大な突発的事態等について、遅滞なく管轄のインターネット情報関連主管部門に報告する。 また、大規模インターネットプラットフォーム情報サービス提供者は、データ、アルゴリズム、技術並びにプラットフォームルール、技術的手段及び利用規約を濫用して、他の事業者、消費者等の主体の適法な権益を害してはならない。（第 54 条）

新たに追加された規定は、法的には「段階的区分治理」の考え方を導入し、経営規模及び影響力の大きさに応じて段階的な義務を設定するものである。同時に、プラットフォームサービス提供者の義務及び責任は、一層の明確化及び厳格化が図られている。

(5) スマート情報サービスに関する専節の新設

近年、生成系人工知能の急速な普及・発展に伴い、スマート情報のコンテンツ治理は厳しい挑戦に直面している。本弁法は、「スマート情報サービス」に関する専節を新設し、全 10 条から構成されており、人工知能時代のニーズに積極的に対応する。主なポイントは以下のとおりである。

⁷ 本弁法第 90 条第 10 号によれば、大規模インターネットプラットフォームとは、登録利用者が 5,000 万人以上又は月間アクティブ利用者が 1,000 万人以上であり、かつ、業務形態が複雑であって、提供するインターネット情報サービスが経済運行、ネットワーク秩序、利用者の権益等に著しい影響を及ぼすものをいう。

項目	条文要点
透明性義務 (第56条)	人工知能技術を応用してインターネット情報サービスを提供するサービス提供者（以下「スマート情報サービス提供者」という。）は、公平・公正、公開透明及び誠実信用の原則を遵守し、国家の関連規定に従い、その関連技術の基本原則、目的・意義、主要な運用メカニズム、訓練データの出所等の情報を公示しなければならない。
訓練データの適法性 (第59条第1項)	スマート情報サービス提供者は、事前学習又は最適化学習等のデータ処理活動を行う場合には、適法な出所を有するデータ及び基礎モデルを使用し、訓練データの品質を向上させるための効果的な措置を講じなければならず、他人が法令に基づき享有する知的財産権を侵害してはならない。
AI生成コンテンツの表示義務 (第60条)	・スマート情報サービス提供者は技術的・人的手段等を通じて、生成・合成情報内容の管理を強化しなければならない。 ・生成・合成サービスを提供するスマート情報サービス提供者は、法律、行政法規並びに国家の関連規定及び強制的な国家標準に従い、人工知能により生成・合成された内容について表示を行わなければならない。 ・スマート情報サービス提供者は悪意をもって、生成・合成内容に係る表示を削除、改ざん、偽造又は隠匿してはならない。
アルゴリズム制限 (第61条第1項、第3項)	・ユーザーに対し、スマート情報サービスの利用を強制してはならない。 ・違法情報及び不良情報をユーザーの興味関心又はユーザータグとして記録してはならない。 ・アルゴリズムを利用して情報を不当に排除し、又は過度にレコメンドしてはならない。 ・ランキング若しくは検索結果の順位を操作し、ホットサーチ若しくは特集等の情報表示を不正に制御してはならない。 ・アルゴリズムレコメンド技術を利用して違法情報及び不良情報を伝播してはならない。
アルゴリズムによる労働者保護 (第62条)	・スマート情報サービス提供者は、労働者に対して勤務スケジュール管理等のサービスを提供する場合には、労働者の採用、スケジュール管理、評価等の各段階において、労働者の関連データを取得するに当たり、適法かつ正当かつ必要の原則に従わなければならない。注文配分、報酬支払、労働時間等のアルゴリズムが透明かつ公平かつ合理的であることを確保し、労働者の平等な就業、報酬受領、休憩・休暇等の適法な権益を保護しなければならない。 ・アルゴリズムルールを追記・変更するには、意見募集を行う必要がある。

この専節は、立法のレベルにおいて、訓練データからアルゴリズムレコメンド、さらにはインテリジェントエージェント管理に至るまで、一貫したAIガバナンスの枠組みを構築するものであり、人工知能のガバナンスに関する権利保護及び法執行のための根拠を提供するものである。

(6) 処罰体系の充実・強化

本弁法第74条から第89条までにより、多層的で柔軟性の高い処罰体系が構築されている。例えば、第77条に定めるコンテンツ・プラットフォーム義務違反に関する罰則⁸は以下の通りである。

違法程度	過料金額	付加的処分	直接責任を負う主管担当者その他の直接責任者に対する個人処分
一般違反	5万円-50万円	・業務の一時停止	1万円-10万円の過料
情節が重大な場合	50万円-200万円	・事業停止	・1万円-10万円の過料 ・資格証書の取消しまで、インターネット情報安全管理活動への従事を6か月以上1年以下停止すること

⁸ 本弁法第77条

違法程度	過料金額	付加的処分	直接責任を負う主管担当者その他の直接責任者に対する 個人処分
情節が特に重大な場合	200 万円- 1000 万円	・ウェブサイト 又はアプリケーションの閉鎖 ・許可・営業許可証の取消	・10 万～100 万円の過料 ・一定期限内での職業制限 ・インターネット情報安全管理に関する資格証書の取消し

現行規定と比較して、本弁法は各違法行為に対応する罰則を明確に列挙している。処罰の基準が大幅に引き上げられるとともに、責任者に対する個人処分が新たに導入されている。

本弁法は、現時点ではなお意見募集稿にすぎないものの、法的にはインターネット情報サービスに対する強力な規制強化の方向性が明確に示されている。企業及び係る責任者（特に董事、監事及び高級管理職）は、本弁法をガイドラインとして、早めに自主点検を進めることが可能である。

◆ 電子商取引法（改正案に関する意見募集稿）⁹

市場監督管理総局、商務部

2026 年 7 月 4 日公表 2026 年 8 月 4 日まで意見募集

1. はじめに

電子商取引法は、2019 年の施行以降、電子商務経営活動、プラットフォーム責任、消費者権益保護、プラットフォーム内事業者管理等の諸問題に対し、基礎的な法的枠組みを提供してきた。しかし、新たな業態・新たなビジネスモデルの急速な発展に伴い、顕在化する課題と生じる問題に 대응することが求められている¹⁰。

こうした状況を踏まえ、2026 年 7 月 4 日、市場監督管理総局、商務部は、「電子商取引法（改正案に関する意見募集稿）」（以下「**本意見募集稿**」という。）を公表し、2026 年 8 月 4 日まで意見を募集している。

本意見募集稿は全 20 条で構成されており、その主要内容は、法令の調整範囲の拡大、プラットフォーム責任制度の充実、執法手段の多様化、及び救済措置の強化という主要なポイントである。以下、その主な内容を整理して紹介する。

2. 要点

（1）法令の調整範囲の拡大

¹¹本意見募集稿においては、労働者を電子商務市場のガバナンス体系に共同して参加する主体の一つとして明確に位置付ける。これは、プラットフォーム経済における雇用関係の深刻な変化に対する制度的な対応である。従来の参加者に加えて、出前配達員など、膨大な数のプラットフォーム従事者は長らくガバナンス構造の周辺に置かれてきた。今回の改正により、労働者は消費者と同等の重要なガバナンス主体として位置付けられることとなり、よりバランスの取れたガバナンス生態系の形成を促進するものである。

⁹ 「电子商务法（修正草案征求意见稿）」

¹⁰ 起案説明、https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/art/2026/art_41b16f1123ee4cd7acf892bb8bed5fe0.html

¹¹ 本意見募集稿第 7 条

¹²また、プラットフォーム事業者の定義が拡充され、従来のインターネット上の経営場所の提供、取引の仲介、情報の発信に加えて、「受注生成」等のサービス類型が新たに追加された。ライブコマース、ソーシャルコマース、コミュニティ買い物代行等のビジネスモデルの普及に伴い、多くのプラットフォームはサービスチェーンの一部（情報仲介のみ、又は受注配分のみなど）を担うにすぎず、従来の「多機能型プラットフォーム」には該当しない。今般の改正は、新たなビジネスモデルに対応した電商業態の発展に応える重要な制度的革新である。

（2）業務委託時における責任分担

本意見募集稿の第 46 条の次に、「電子商務プラットフォーム事業者は、定める義務を他の事業者に委託してその履行を補助させる場合には、書面による契約を締結しなければならない、また、法令に従い、規定に違反したことにより生じた法的責任をそれぞれ負担するものとする。関連する事業者及び消費者に損害を生じさせた場合には、電子商務プラットフォーム事業者と実際にサービスを提供した事業者は、法令に従い連帯して責任を負うものとする。」という内容が追記されている。

実務上、プラットフォームが関連会社の設立又は業務委託等を通じて、商品審査や消費者保護等の法定義務を第三者に移転し、事故発生時に「プラットフォーム自身の行為ではない」として責任を回避するケースが多発している。上記の追記条項は、プラットフォームが法定義務を関連主体又は第三者に委託する場合における責任分配を明確化し、書面契約の締結義務及び連帯責任制度を定めることにより、電子商務プラットフォームによる責任回避の問題に明確に歯止めをかけるものである。

（3）執法手段の多様化

本意見募集稿において、第 80 条から 83 条までの罰則については、過料の増額¹³に加えて、「関連業務の一時停止、事業の停止及び整顿を命じ、並びに関連行政機関に対し、ユーザー登録の一時停止、ネットワーク接続サービスに係る一時停止又は停止、関連営業許可の取消しを要請することができる」という内容が追記されている。

また、第 85 条の次に、売上高に連動した比例過料の導入、関連部門による責任者に対する指導・注意（「責任約談」）を含む処分措置が新たに追加されている。これにより、行政罰に係る執法手段の柔軟性が高まり、多様化が図られる。また、プラットフォーム事業者は、その諸行為が規制の対象となり得ることから、商品・サービスの品質管理及び消費者権益の保護に関し、より多くのリソースを投入する必要が生じる。違法コストの大幅な上昇は、プラットフォームに対し、自発的に内部管理を強化せざるを得ないと思われる。

（4）救済措置の拡充

本意見募集稿には、国家レベルでの協議メカニズム、中国法の域外適用、レシプロシティ措置が新たに盛り込まれている。これにより、クロスボーダー EC 関連法令がさらに整備されている。

現時点では意見募集案に過ぎないが、その内容は現行法に対する大幅な改正であり、中国がグローバル EC ルール形成のプロセスに積極的に関与するという明確なシグナルを窺わせるものである。関連事業者はこの動向に注意を払う必要がある。

執筆担当：張 曉曼

¹² 本意見募集稿第 9 条第 2 項

¹³ 情状が重大な場合、過料の上限が 200 万元から 500 万元に引き上げられている。

II. 今月の中国関連ブログ記事

2026 年 7 月に TMI 総合法律事務所ウェブサイト上でブログ掲載した、中国関連の記事をご紹介します。タイトルをクリックしていただきますと、ブラウザにて該当記事を読むことができますので、本ニュースレターと合わせて、ご参考にしていただけますと幸いです。

【商標】第 5 次中国商標法改正の注目点	
掲載日	2026 年 7 月 14 日
概要	2026 年 6 月 26 日、中国において商標法の改正が可決され、2027 年 1 月 1 日から施行されることになりました。本記事では、改正内容について日本企業の中国における商標活動に重要な内容に絞って説明しています。

III. 中国法務の現場より

◆ 中国駐在員の一時帰国に際しての注意点

来月にはお盆シーズンを迎え、中国駐在員の日本への一時帰国、家族の中国への訪問、中国への旅行など、日中間の往来が増えると予想されることから、「中国の出入国手続」、「臨時宿泊登記」、「帰国後の日本側免税措置」の3つの観点から関連する注意点を述べる。いずれも「うっかり」で思わぬトラブルや損失につながる可能性があることから、一時帰国前には是非ご確認ください。なお、今後、制度の内容や運用に変更が生じる可能性もあることから、最新の運用については、関連する当局のウェブサイトなどを確認いただきたい。

I. 中国の出入国手続

(1) ビザ免除措置の延長（2026 年末まで）

中国外交部は 2025 年 11 月 3 日、日本を含む 45 カ国の一般旅券所持者に対するビザ免除措置を 2026 年 12 月 31 日 24 時まで延長することを決定した旨を発表した。対象となる渡航目的は、ビジネス、観光、親族・友人訪問、交流であり、30 日以内の滞在期間であればビザを取得することなく中国に入国することができる。

このブログを読まれている方には中国駐在員の方がいらっしゃると思うが、これにより、家族や短期出張者の来訪を受ける際にビザを取得することなく中国に入国できるようになった。他方、30 日を超える滞在や就労目的での中国への入国については、従来どおりビザの取得が必要となるため、ご留意いただきたい。

(2) 入国カードのオンライン登録

2025 年 11 月 20 日より、中国に入国する外国人は、事前にオンラインで入国カード情報を申請できるようになった。国家移民管理局のウェブサイト、「移民局 12367」アプリ、WeChat や Alipay のミニプログラム、入国カードの QR コードなどでオンライン申告が可能である。日本発、中国着の一部の航空機内や入国審査前カウンターにおいて、紙の入国カードの配布がされなくなっているという情報にも接することがあるため、中国への入国をされる場合は、事前のオンライン申告をしておく心安だろう。

(3) 出入国スタンプの取得

中国出入国の際、自動化ゲートが設定されていることがあるが、これを利用して出入国したためにパスポートへの出入国スタンプがない場合、居留許可の更新などの手続に支障が生じる可能性がある。また、2024 年の情報ではあるが、在中国日本大使館のウェブサイトなどでは、これを利用して出入国したためにパスポートへの出入国スタンプがないとして、ホテルでのチェックインなどに支障をきたす可能性があることが指摘されている。自動化ゲートを利用しても出入国を証明する紙の交付を受けられる場合があるが、入国審査官に出入国スタンプを押してもらい、出入国を証明できるよう備えておく心安だろう。

(4) 今後の電子ビザ導入の可能性

2026 年 3 月 19 日、中国商務部及びその他 8 部門は、16 条から成る「旅行サービスの輸出促進及びインバウンド消費拡大のための政策措置」に関する通知を発出した。当該通知は、サービス輸出をさらに拡大し、世界的に魅力的な国際消費環境を創出するための政策措置を提案するもの

であり、ビザ免除対象国の範囲拡大、電子ビザの導入検討、オンライン申請の試験運用、処理期間の短縮、外国人入国カードのオンライン記入の推進などの提案がされており、今後、電子ビザの追加やビザ申請の処理期間などに変化が生じる可能性がある。

なお、同通知は、ビザ免除対象国の「範囲を拡大」する「方針」を述べているのみであり、日本の一般旅券所持者に対するビザ免除措置が 2026 年末以降も「延長」されるかについては現時点で正式な発表はされておらず、定かではないと思われる。

2. 臨時宿泊登記

(1) 基本ルール

中国に到着した後、臨時宿泊登記を行わなければならないことに注意が必要である。

出境入境管理法第 39 条第 2 項は、外国人がホテル以外の住所（例：賃貸住宅、民泊、友人宅等）に居住又は滞在する場合、到着後 24 時間以内に、本人又は宿主が居住地の公安機関にて登記手続を行わなければならない旨を定めている。

他方、外国人が中国国内のホテルに宿泊する場合は、ホテルが旅館業治安管理的関連規定に従い、当該外国人のために宿泊登記を行い、外国人宿泊登記情報を所在地の公安機関に報告することとなっているため、宿泊者本人にて臨時宿泊登記を行う必要はないが、ホテル以外の住所に滞在する場合は、宿主が行わない限り、自らが登記手続を行う必要があることに注意が必要である。

なお、上海市では、上海市公安局のウェブサイト上から登録手続を行うことができるが、各都市で登録方法や運用が異なる可能性があるため、注意されたい。登録後、本人への電話等により詳細確認が行われることもある。

臨時宿泊登記は、転居や出張の都度必要となり、手続を行う場面が多いことから、会社側にて駐在員や出張者に対して周知やリマインドを行う体制を整えることも考えられる。

(2) 登記を行わなかった場合の罰則

出境入境管理法第 76 条は、同法第 39 条第 2 項に規定する登録を行わなかった場合、警告を与え、合わせて 2,000 元以下の過料を課することができる旨を定めている。

転居時のみならず、出張や旅行で一時的に離れた後に元の宿泊地に戻った際にも臨時宿泊登記が必要となる場合、在中国日本大使館のウェブサイトなどでも、臨時宿泊登記を怠ったために過料を課されたケースが報告されているようである。

また、居留許可の更新などの手続の際にも臨時宿泊登記書の提出を求められることがあるため、期限内に臨時宿泊登記を行っておくことが肝要である。

3. 帰国後の日本側免税措置

海外に継続して 2 年以上居住している日本人は、日本へ一時帰国した際、日本で消費税が免税された価格で商品を購入できる場合がある。

なお、海外への赴任 2 年未満の方は、対象外となる点にご留意いただきたい。

(1) 日本人非居住者の一時帰国時の消費税免税の適用要件

海外に継続して2年以上居住している日本人は、日本への入国後6カ月未満の期間であれば、免税店(Tax Free Shop)にて消費税が免除された価格で買い物することができる。とされる。

適用要件について、まず、2年以上海外に継続して居住していることを証明する書類として、在外公館(大使館・総領事館)が発行する「在留証明」、又は本籍地の市区町村が発行する「戸籍の附票の写し」の「原本」が必要となる。当該証明書類は、直近の日本入国日から起算して6か月前の日以後に作成されたものであることを要する。なお、海外居住者が「戸籍の附票の写し」を入手するには、日本にいる代理人を通じて入手するなど手間がかかることが多いため、「在留証明」の発行を受けることが多いと思われる。「在留証明」の取得に必要な書類、手数料、日数などは、在外公館のウェブサイトを参照されたい。

また、パスポートに帰国印(入国スタンプ)が押印されている必要がある。免税措置の適用を検討している場合は、入国審査官に出入国スタンプを押してもらう必要があるため、注意されたい。

さらに、購入額について、同一店舗での1日の購入合計額が税抜5,000円以上であること等の条件がある。

(2) 2026年11月1日以降の新制度(リファンド方式)

2026年11月1日以降、日本の免税制度は「リファンド方式」に移行される予定である。現行制度では、免税購入対象者は、店頭で消費税免税価格で購入できるが、新制度では税込価格で一旦購入することになり、購入日から90日以内に出国時に税関確認を受けた後、消費税分が返金される仕組みとなる。2026年11月1日以降に一時帰国し、免税措置の利用を予定している場合は、あらかじめ新制度を確認されたい。

執筆担当：入江 彦徴

IV. バックナンバー

過去 1 年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。

号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事/ 連載・コラム
2026 年 6 月号	・ 国務院による対外投資に関する規定 ・ 広告における引証内容に関する法執行指南 ・ 法定退職年齢超過労働者の基本的権益保障に関する暫定規定	・ AI ツール豆包（ドウバオ / Dòubāo）が 6 月下旬から有料化
2026 年 5 月号	・ 最高人民法院、最高人民検察院による汚職賄賂刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する解釈 ・ 最高人民法院による知的財産権侵害民事紛争事件の審理における懲罰的損害賠償の適用に関する解釈	・ 流砂の歩き方を学ぶ（2）
2026 年 4 月号	・ 反外国不当域外管轄条例 ・ 人工知能擬人化インタラクティブサービス管理暫定弁法	・ 「小規模個人情報取扱者の個人情報保護に関する簡略措置規定（意見募集稿）」の公表と実務上の留意点 ・ 中国の人型ロボットの衝撃と変化する法務対応
2026 年 3 月号	・ 営業秘密保護規定 ・ インターネットプラットフォームに関する独占禁止コンプライアンス指針	・ 厳しい時代にこそ明るい展望を目指して
2026 年 2 月号	・ インターネットアプリケーションにおける個人情報の収集及び使用に関する規定（意見募集稿） ・ 自動車データの越境移転に関するセキュリティガイドライン（2026 年版）	・ EU が中国の禁訴令を WTO 提訴している事案の進展（MPIA による上訴仲裁判断） ・ 【緊急解説】中国による日本企業の輸出管理規制リストへの追加と実務対応 ・ 中国ビジネス、風を読む
2026 年 1 月号	・ 外商投資奨励産業目録（2025 年版） ・ 対外貿易法（2025 年改正）	・ 商標法の改正案について ・ 中国のビジネス環境は改善している
2025 年 12 月号	・ 広告引証内容執行ガイドライン（意見募集稿） ・ 自動車業界価格行為コンプライアンスガイドライン（意見募集稿）	・ 【TMI 拠点紹介ブログ Vol.3】日本企業及び中国企業の双方にとって、相談しやすい窓口へー上海オフィスー ・ 日中関係のビジネス現場における直近の動向
2025 年 11 月号	・ 個人情報越境移転認証弁法 ・ 改正法	・ 中国企業の海外進出動向

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事/ 連載・コラム
	電子商取引プラットフォームによる商標侵害事件の調査協力に関する規定（意見募集稿）	
<u>2025 年 10 月号</u>	- 企業が競業避止義務を実施するためのコンプライアンスガイドンス - サイバーセキュリティ事件報告管理弁法 - 電子印章管理弁法	中国データ実務におけるセンシティブ個人情報への関心の高まり
<u>2025 年 9 月号</u>	- 会社登記強制抹消制度実施弁法 - 仲裁法（2025 年改正） - 企業破産法改正案（意見募集稿）	中国商標審査の最新状況
<u>2025 年 8 月号</u>	- 最高人民法院による労働紛争事件の審理における法律適用問題に関する解釈（二） - ネットワーク情報部門による行政処罰裁量権基準の適用に関する規定 - サイバーセキュリティ標準実践ガイドラインにおける QR コード注文に関する個人情報保護要求（意見募集稿）	労働紛争に関する随想
<u>2025 年 7 月号</u>	- 未成年者の心身の健康に影響を与える可能性のあるインターネット情報分類方法（意見募集稿） - 反不正競争法	訪日外客の構成に思うこと

編集・発行

TMI 総合法律事務所

発行日

2026 年 7 月 31 日

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

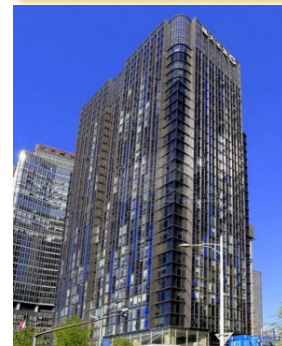
〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー23 階
TEL: +81-(0)3-6438-5511
E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp

上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号
淮海国際広場 2605 室
TEL: +86-(0)21-5465-2233
E-mail: shanghai@tmi.gr.jp

北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号
富爾大廈 3204 室
TEL: +86-(0)10-8595-1435
E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/広島/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン/パリ/ブリュッセル/ジャカルタ/クアラルンプール※

現地デスク

フィリピン/ブラジル/メキシコ/ケニア/シドニー

※ジャカルタ及びクアラルンプールは現地法律事務所との提携による